

EGFプログラム創業サポート制度実施要項

(目的)

第1条 この要項は、地域経済の持続的な発展に向けて、経済活力の源泉ともいわれる創業の更なる創出を図るため、愛媛県（以下「県」という。）が取り組む「愛媛グローバル・フロンティア・プログラム」（以下「EGFプログラム」という。）において、県内での創業を目指して創業クリエイター又は公益財団法人えひめ産業振興財団（以下「財団」という。）のビジネス・サポート・オフィスによる支援を受けた創業希望者等（以下「創業希望者」という。）をサポートするための EGF プログラム創業サポート制度（以下「創業サポート制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協力体制)

第2条 県は、EGF プログラムを推進していくために、金融機関や経済団体、企業や大学等の協力を得て、創業希望者をサポートする体制を整備するものとする。

2 創業サポート制度の運用に当たっては、県及び財団が連携・協力して実施するものとする。

(創業サポーターの登録要件)

第3条 県は、EGF プログラムの趣旨に賛同して創業希望者へのサポートを行おうとする、次の各号に掲げる条件を満たす者から申請があった場合は、EGF プログラム創業サポーター（以下「創業サポーター」という。）として登録できるものとする。

- (1) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていないこと。
- (2) 事業者の役員等が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。また、反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (3) その他、県が別に定める要件を満たしていること。

(創業サポーターの登録申請)

第4条 創業サポーターへの登録を希望する者は、創業サポーター登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、県に申請するものとする。

(創業サポーターの登録)

第5条 県は、申請内容を審査し、問題がないと認めた場合は、創業サポーターとして登録のうえ登録証を交付するものとする。

(創業サポーターの登録期間及び取消し)

第6条 登録期間は、登録した日の属する年度の末日までとする。ただし、創業サポーターから特段の申し出がない限り、登録期間を1年間延長し、以降の期間も同様とする。

2 創業サポーターが、第3条の各号に掲げる条件を満たさなくなった時は、県は、職権により登録を取り消すことができる。

(創業サポート制度の利用申請)

第7条 創業サポーターによるサポートを希望する創業希望者は、創業サポート制度利用申請書（様式第2号）に必要事項を記入し、県に申請するものとする。

(創業サポート制度の利用決定)

第8条 県は、申請内容を審査し、創業サポーターによるサポートが必要と認めた場合は、申請者に創業サポーターによる支援を受けられることを書面で通知する。

2 県及び財団は、サポートが必要と認められた創業希望者(以下「認定創業希望者」という。)が創業サポーターから支援を受けることができるよう調整を図るものとする。

(免責事項)

第9条 本要項に基づき、認定創業希望者が、創業サポーターからサポートを受けた場合に生じた一切の責任は、認定創業希望者及び創業サポーターが負うものとする。

(料金等)

第10条 本要項に基づくサポートにかかる費用一切は、認定創業希望者及び創業サポーターが負担するものとする。

(情報の取扱いについて)

第11条 本要項にかかる情報については、EGFプログラムの推進に基づく内容に限り、県及び財団が共有するものとする。

(その他)

第12条 本要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成30年5月28日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。